

本資料P1~P73は、令和7年6月4日に一般財団法人省エネルギーセンターの主催により実施された 「定期報告書・中長期計画書の報告方法に関する説明会(荷主向け)」で提供されたものです。

【特定荷主】

定期報告書・中長期報告書の作成

2025年6月 関東経済産業局 省エネルギー対策課



定期報告書及び中長期計画書の報告 方法に関する説明会 -荷主向け-

令和7年6月 一般財団法人省エネルギーセンター



I. 定期報告書作成の流れ

- -省エネ法の義務-
- ー定期報告書作成の工程ー

Ⅱ. 定期報告書作成方法

- ーEEGSの基本操作方法ー
- ーエネルギー使用量の把握ー
- ー定期報告書の作成ポイントー
- ー中長期計画書の作成ポイントー
- ーよくあるQAー

Ⅲ. 省エネ法の解説

- -判断基準と管理標準-
- -原単位の管理-
- ー省エネ政策ー

Ⅳ. 省エネ法ヘルプデスクの紹介

省エネ法の義務について(法律と対象エネルギー)

- 省エネ法はエネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に 関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。
- 対象となるエネルギーには、化石エネルギーだけでなく非化石のエネルギーも対象ですのでご留意く ださい。(R5年度実績から報告開始)

省エネ法とは



エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(以下「省エネ法」という。)は、 一定規模以上(原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する)の事業者に、エネルギーの使用状況等に ついて定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく 法律です。

省エネ法におけるエネルギー

省エネ法におけるエネルギーとは、以下の青枠に示す燃料、熱、電気を対象としています。令和5年4月から新たに非 化石エネルギーが報告対象に加わりました。



すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

省エネ法の義務について(規制対象分野)

間接規制

● 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準及び電気の需要の最適化に関する 指針を示し、一定規模以上の事業者にエネルギーの使用状況等の報告を求めている。





省エネ法の義務について(特定荷主の義務)

- 輸送量が3,000万トンキロ以上となった荷主は特定荷主として指定。
- 新たに年度の輸送量が3,000万トンキロ以上となった場合は、貨物の輸送量届出書を提出。



●東京-大阪間、片道600kmを1日20台、
1台当たり11tの荷物を積んで年間240日輸送させた場合、
600(km)×20(台)×11(t)×240(日)=3,168万トンキロ となる。

省エネ法の義務について(中長期計画書の作成)

- 特定荷主は、年1回、中長期計画書を作成して提出。
- エネルギーの使用の合理化や非化石エネルギーへの転換にかかる計画を提出。

(1) 中長期計画の作成

①エネルギーの使用の合理化



②非化石エネルギーへの転換



省エネ法の義務について(定期の報告)

● 特定荷主は、年1回(毎年6月末日まで)、エネルギーの使用合理化や非化石エネルギーへの 転換の内容について、主務大臣に報告する義務。

(2) 定期の報告





②非化石エネルギーへの転換



③電気の需要の最適化(任意)

貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送について、再エネ出力制御時や電気の需給逼迫時に応じて、系統 電気を使用した貨物輸送の時間変更やEV、PHEV等の充電時間の変更等の取組について報告することができます。

定期報告書作成の工程

● EEGSを使用する際のアカウント申請から報告書提出までの各工程では、エネルギー使用量の把握や報告書提出前チェックなどに時間がかかるので早めに着手してください。

作成の工程と準備に要する時間の目安

1. EEGSのアカウント申請(1日) (省庁からアカウントの発行を受けるには、2週間程度時間を要します。※時期に よってはさらに時間を要する可能性もあるため、はやめの申請をお願いします。)

2. 各事業所へのアカウント発行・初期登録(1週間)

3. 各事業所・貨物輸送事業者等のエネルギー使用量の把握とEEGS入力 (1か月)

4. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出(1週間)



I. 定期報告書作成の流れ

- ー省エネ法の義務ー
- ー定期報告書作成の工程ー

Ⅱ. 定期報告書作成方法

- -EEGSの基本操作方法-
- ーエネルギー使用量の把握ー
- ー定期報告書の作成ポイントー
- ー中長期計画書の作成ポイントー
- ーよくあるQAー

Ⅲ. 省エネ法の解説

- -判断基準と管理標準-
- ー原単位の管理ー
- ー省エネ政策ー

Ⅳ. 省エネ法ヘルプデスクの紹介

定期報告書作成の流れ(EEGSによる定期報告書作成・提出の流れ)

- EEGSでの報告書作成は特定荷主の事務局が様式43の届け出を所管の経産局に行って事務 局アカウントを入手。
- EEGS利用のメリットは、提出作業の軽減、計算精度の向上、過年度報告内容の蓄積、報告書処理状況の可視化。

●EEGSによる定期報告書及び中長期計画書の提出フロー



報告書提出に伴う作業の軽減	システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能
算定精度の向上	システム上で入力値の自動チェックが可能なため、事業所管省庁からの差戻し回数が 減少
過年度報告内容の蓄積	過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の 報告書を作成可能
報告書処理状況の可視化	提出した報告書の省庁での処理状況(提出、受理、差戻し等)がシステム上で確認 可能

EEGS利用の手続き

- 電子情報処理組織使用届出書に特定排出者番号、特定荷主番号、所在地、事業所名等の 基本的な情報を記載。
- 申請から通知まで1ヶ月ほどかかりますので、定期報告書等の提出期限(6月末)までに余裕をもって申請



EEGS入力操作の概要

- EEGSで報告書作成のためにログインできるようにするには様式43の書面での届け出が必要です。
- 所管の経済産業局よりアクセスキーを受領したらログインのためのIDを取得します。同時にパスワードを設定します。

アカウントの発行(EEGS利用申請)⇒ ログインID、パスワードを入力して作成開始

経済産業省 資源エネルギー庁 Agency for Natural Resources and Energy	
省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)	
EEGSヘログインをする	
EEGS (イーグス) <u>E</u> nergy <u>E</u> fficiency and <u>G</u> lobal Warming Countermeasures online reporting <u>S</u> ystemとは、 省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。	
「旧 省工ネ法・温対法電子報告システム」「旧 フロン法電子報告システム」のアカウントは、そのままご利用いただけます。	
■ ログインID	
● パスワード	

EEGS入力操作の概要

● ログイン後のEEGSでの入力は下記の流れ。



EEGSの基本操作方法 1 事業者の入力

● 事業者入力は「管理機能」の「事業者管理」から「荷主情報の入力」メニューから入力します。



EEGSの基本操作方法 2 荷主情報入力

- 荷主の事業者情報として、特定排出者コード、特定荷主番号、法人番号等を入力します。
- 入力・修正後は忘れずに「入力内容の保存」ボタンを押します。



EEGSの基本操作方法 3 エネルギー使用量の入力

● 荷主のエネルギー入力は、「エネルギー使用量の入力(荷主)」メニューから入力します。

2. エネルギー使用量の入力

エネルギー使用量の入力

エネルギー使用量の入力画面





EEGSの基本操作方法 4 付表の選定

エネルギー使用量の入力では、入力する付表を燃料法、燃費法、トンキロ法から選定します。
「前年度の輸送区分の取り込み」※のボタンを押すと、前年度入力の輸送区分やエネルギーデータを取り込めます。
※前年度にEEGS(Web入力)で報告した事業者のみが利用可能です。





EEGSの基本操作方法 5 付表1

- 付表1が選定されている場合、「+輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが 表示されますので、輸送区分を選択します。
- 輸送区分の選択では、自家輸送/委託輸送の区分を選択しますと貨物自動車/その他の区分 が選択できます。
- 2.1 付表1(燃料法)を使用する場合の入力方法



EEGSの基本操作方法 6 付表1つづき

- 識別IDは、付表1~3を通じて異なるIDとします。
- 区分内容には、事業者の整理用として必要なら入力します。
- 付表1のエネルギー入力画面では、輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー種類が表示されます。表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加します。



EEGSの基本操作方法 7 付表1つづき

● 都市ガス・電気の入力では、入力用ボックスが表示されますのでそれぞれ入力します。



EEGSの基本操作方法 8 付表1つづき

- 都市ガスの補助入力ボックスでは、「+追加」のボタンを押して、「都市ガス供給事業者名」、「換 算係数」、「基礎排出係数」及び「使用量」を入力します。
- 使用量入力欄には千m3単位で入力します。温度や圧力補正の必要はありません。



EEGSの基本操作方法 9 付表1つづき

 電気の補助入力ボックスでは、入力ボタンを押すと、「電気事業者を追加する」ボタンを押して電気 事業者名と電力メニューを選ぶと、「非化石証書の使用状況」のパーセント値が自動表示されます。
非化石電気の割合が自動計算されて「うち非化石電気」の値が表示されます。







EEGSの基本操作方法 10 付表2

- 付表2が選定されている場合、「+輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが 表示されますので、輸送区分を選択します。
- 輸送区分の選択では、自家輸送/委託輸送の区分を選択しますと貨物自動車/その他の区分 が選択できます。



EEGSの基本操作方法 11 付表 2つづき

- 識別IDは、付表1~3を通じて異なるIDとします。
- 区分内容は、事業者の整理用として必要なら入力します。
- 付表2のエネルギー入力画面では、輸送区分を選択すると、代表的なエネルギー種類が表示されます。表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加します。



EEGSの基本操作方法 12 付表 2つづき

● 付表2の入力では、都市ガス・電気の入力画面は、補助入力用ボックスを表示させます。

エネルギー使用量等の入力(都市ガス・電気の入力方法)



EEGSの基本操作方法 13 付表3

- 付表3が選定されている場合、「+輸送区分を追加する」のボタンを押すと、補助入力用ボタンが 表示されますので、輸送区分を選択します。
- 輸送区分の選択では、自家輸送/委託輸送の区分を選択しますと貨物自動車/その他の区分 が選択できます。

2.3 付表3(トンキロ法)を使用する場合の入力方法

輸送区分の入力



EEGSの基本操作方法 14 付表3つづき

- 付表3の識別ID、区分、追加エネルギー種類等の入力では、揮発油と軽油は自動表示されます。 最大積載量の範囲ごとに入力します。
- 表示にないエネルギーを選ぶときは、「追加」ボタンを押して追加します。、「追加」ボタンをクリックすると、下の補助入力ボックスが表示されるので、燃料・電気を選択します。



EEGSの基本操作方法 15 付表3つづき

- 付表3の貨物自動車入力画面では、最大積載量の範囲の「入力/削除」ボタンを押すと、右側に、入力欄が表示されます。
- 貨物自動車の該当する年度基準を確認します。輸送したトンキロの合計を千トンキロ単位で入力します。最大積載量(Z)及び積載率(X)を入力し、「←」ボタンを押すと、エネルギー使用量及びCO2排出量等が自動計算されます。



EEGSの基本操作方法 16 付表3つづき

- 電気の入力方法では、この画面で電気を選択すると、最下段に入力欄が表示されます。
- 最大積載量を入力します。千トンキロを入力します。電気の補助入力ボックスを表示させ、入力します。
- 入力した電気の使用量が表示され、電気の熱量GJ、CO2排出量が自動計算されて表示されます。



EEGSの基本操作方法 17 エネルギー使用量の入力つづき

- 船舶・鉄道・航空機の場合は、付表3を選択します。「+輸送区分を追加する」のボタンを押すと、 補助入力用ボタンが表示されるので、「委託輸送」を選択します。
- 委託輸送を選択すると、船舶、鉄道及び航空機の選択ボタンが表示されますので、該当するもの を選択します。

エネルギー使用量等の入力②(船舶・鉄道・航空機の場合)



EEGSの基本操作方法 18 エネルギー使用量の入力つづき

- 付表3に「船舶」、「鉄道」、「航空機」の入力欄が表示されます。
- 「船舶」の場合は、格付けを選択します。、輸送量を入力し、「←」ボタンを押すと熱量GJとCO2排 出量が自動計算されます。
- 「鉄道」及び「航空機」の場合は、輸送量を入力すると熱量GJとCO2排出量が自動計算されます。



EEGSの基本操作方法 19 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力

●「エネルギー使用量の入力」メニューから荷主の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」 を開くと、使用量と密接な関係を持つ値の名称、単位、数量を記入すると、第2表に自動表示されます。

3. エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力



EEGSの基本操作方法 20 排出削減量の入力

- CO2排出削減量や非化石証書の入力は、「その他:報告書情報の入力」から「認証排出削減 量・証書等による非化石エネルギーの使用量の入力」メニューから入力します。
- 「排出削減量・非化石エネルギーを入力」ボタンを押すと入力ボックスが現れます。

4. 認証排出削減量(J-クレジット等)・非化石証書等の入力



EEGSの基本操作方法 21 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情 報入力

 第9表の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報は種別、非化石証書の量、を入力 すると「削減相当量計算」のボタンで排出量が自動計算されます。

第9表の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

認証排出削減量(J – クレジット等)は前頁の入 力のみでよいが、 非化石証書の場合は、この表も記入が必要。

非化石証書等の入力画面(第9表)

○この表は「5. 定期報告書の仕上げ」で定 期報告書第9表を表示させ、「6 非化石電源 二酸化炭素削減相当量に係る情報」の欄に 入力する。



※荷主ではなく、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有する非化石証書について記入すること。

EEGSの基本操作方法 22 定期報告書の仕上げ

- 定期報告書の入力は、「特定荷主」メニューから確認します。
- 定期報告書の各表の大部分にデータが自動計算されて表示されます。
- 定期報告書の各表を表示させ、誤入力又は未入力箇所あれば、修正、入力します。

5. 定期報告書の仕上げ

定期報告書の入力

○上記の1~4項を入力することで、定期報告書の各表の大部分にデータが自動計算されて表示される。
○これらの入力が完了したら、下記の手順で定期報告書の各表を表示させ、誤入力又は未入力箇所あれば、修正、入力する。
○誤入力又は未入力策所(入力必須策所で)があれば、定期報告書の名書の画面に去帯で書示される。

○誤入力又は未入力箇所(入力必須箇所で)があれば、定期報告書の各表の画面に赤帯で表示される。


EEGSの基本操作方法 23 定期報告書の仕上げつづき

- エラーチェックでは、赤色または黄色でメッセージが表示されます。黄色は警告・注意喚起のメッセージですので内容を確認して問題なければ先へ進みます。
- なお、赤字のエラーが解消しないと報告書は提出できません。赤字の表を選択して入力値を確認します。他の表等の修正を行った場合には更新ボタンを押さないと、反映されません。



EEGSの基本操作方法 23 中長期計画書の入力

● 中長期計画書の入力では、「荷主」を選択します。画面に従って、未入力箇所を入力します。

6. 中長期計画書の入力 ── 提出年度 2025年 ✓ A事業者 🗸 省エネ法:中長期計画書の入力 ▲ ホーム ₽ 報告書作成から提出まで の流れ 🗐 エネルギー使用量の入力 その他:報告書情報の入力 ステム操作に関するマニュアル (省) 定期報告書の入力 左部メニュー画面の「報告書作成から提出まで
)流れ」より、簡 易フロー及び簡易マニュアルをご覧いただけます 中長期計画書の入力 2 A事業者 - 入力内容を保存 ▲ 添付資料アップロード 中長期計画書の 事業所を選択 入力画面 中長期計画書の入力 計画書データの更新 ♠ ホーム 中長期計画書の入力 表紙 ①更新ボタンを押さな の流れ *は必須項目です。 いと、他の表等の修正 提出先 ※提出先の選択を行う画面にて登録してください。 エネルギー使用量の入力 Ξ 内容が反映されない。 ★提出日 20250701 ※日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。 ②更新ボタンを押したら その他:報告書情報の入力 郵便番号から住所を入力 ★郵便番号 108-0023 画面に従って、未入力箇 必ず保存ボタンを押す。 所を入力する。 *住所 東京都港区芝浦2丁目 (省) 定期報告書の入力

EEGSの基本操作方法 24 説明資料の添付

 説明資料を添付するときは、「定期報告書の入力」等の画面で、「添付資料アップロード」のボタン を押します。

7. 説明資料の添付

定期報告書・中長期計画書の入力の画面等

定期報告書(表紙~第9表)の入力画 面 (添付資料のアップロード)

三 提出年度 2025年 ▼ A事	業者 く 事業所を選択	✓ 添付資料	斗アップロード					
☆ ホーム	省エネ法:定期報告書(特定荷主)	事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください	ヘ。 = → 報告書データの更新 外部ファイルを取り込み					
■ 報告書作成から提出まで	表紙 第1表 付表1 付表2 付	1表3 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表 第9表	泰付資料					
の流れ	表紙		ジョックション					
・は必須項目です。 記明資料を添付を ・は必須項目です。 この項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。								
その他:報告書情報の入力	提出先	※提出先の選択を行う画面にて登録してください。	囬で、この小タンを押す。					
② 定期報告書の入力	*提出日	20250630 *日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。						
銜 中長期計画書の入力	提出者都道府県	東京都 🗸						

EEGSの基本操作方法 25 報告書の提出

定期報告書の提出では、「報告書の一覧」メニューから提出物一覧画面を表示し、ステータスを確認します。

8. 定期報告書の提出

定期報告書の提出の画面



EEGSの基本操作方法 26 報告書の提出

- 定期報告書の提出は、「報告書一覧画面」から送信。
- その際、省エネ法定期報告書(特定荷主)の「ステータス」が「一保存データあり」になっていることを確認。
- 「操作」欄にあるチェックマークをクリックするとエラーチェックができます。エラーがあれば、入力画面に 戻り、修正。エラーがなくなれば、この矢印マークが緑色に変わり、クリックすると提出画面に進む。



エネルギー使用量の把握の仕方(対象エネルギーと原油換算方法)

- 貨物輸送に使用するエネルギーは燃料・電気が対象。
- 使用量に燃料・電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「G」(ギガジュール)」を求める。
- 特定荷主の年度間の合計使用熱量「GJ」を求める。
- 1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258(原油換算係数[kℓ/GJ])を乗じて、1年度間のエネルギー使用量kℓ(原油換算値)を求める。
- エネルギー使用量の入力画面で入力するエネルギーの種類は下表。

No.	燃料・電気の種類		単位発熱量	No.	燃料・電気の種類		単位発熱量
1	揮発油	33.4	GJ/ キロリットル	7	バイオエタノール	23.4	GJ/ キロリットル
2	ジェット燃料油	36.3	GJ/ キロリットル	8	バイオディーゼル	35.6	GJ/ キロリットル
3	軽油	38.0	GJ/ キロリットル	9	バイオガス	21.2	GJ/ 千㎡
4	A 重油	38.9	GJ/ キロリットル	10	水素	142	GJ/ トン
5	B・C 重油	41.8	GJ/ キロリットル	11	アンモニア	22.5	GJ/ トン
6	液化石油ガス(LPG)	50.1	GJ/ トン	出典)省工ネ法告示※		

			電気の種類		単位発熱量	
			電気事業者	化石分	8.64	
			からの買電	非化石分	8.64	
		自己託送	+7++26	非化石 重み付けなし	3.60	
	系統電気	LX91	PPA	非化石 重み付けあり	3.60]
			非燃料由	来の非化石電気	3.60]
		自己託送		化石分	8.64	
頁電			上記以外	非化石分	8.64]GJ/ 千kWl
			非燃料由	来の非化石電気	3.60	
		自営線		化石分	8.64	
	(他事業 	者からの供給)	上記以外	非化石分	8.64	
自家	直接個	吏用・自営線	非 然料由: (オンサ-	来の非化石電気 イト PPA 含む)	3.60]
発	(自社内	りの供給含む)		上記以外	※投入した燃料・熱で カウント]

 全ての事業所等で使用した燃料・ 電気ごとの年度間の使用量を集計してく ださい(電気・ガスについては、エネル ギー供給事業者の毎月の検針票に示さ れる使用量でも可能です)。
 ①の使用量に燃料、熱及び電気の 換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ (ギガジュール)」を求めてください。
 ②を全て足し合わせて年度間の合 計使用熱量「GJ」を求めてください。
 ③の1年度間の合計使用熱量 「GJ」に、0.0258(原油換算係数 [kℓ/GJ])を乗じて、1年度間のエネル ギー使用量(原油換算値)を求めてく ださい。

定期報告書の作成(第1表1-1 エネルギーの使用量)

- 輸送の区分に応じて付表と共通の識別(ID)番号を付与。
- 「算定手法」は、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかを記載。
- 「エネルギー使用量」は数量に単位発熱量を乗じて熱量換算量(GJ)を記入。
- 非化石エネルギーも記載。

									No	記入のポイント
Γ	第1天 1-1 論 別	エネルギー(UH並み エネルギーの使用並及Uf に 分	?主连院省 算定	工来ルギ 方法 前年200	ー指置を踏まえた エネルギー使用差 熱味の	ニエネルギーの 荷士連続省エネル 方エネル: 道路分を除いた エネルギー使用	と用量等 ギー播歴を踏まえ ゲー穂用量 酒精分のエネル ギー使用量の			・識別(ID)は以下を考慮して任意に設定 「自家輸送/委託輸送」、「輸送モード」、「輸送形態(
	رت ا	2 (R#AR4 ()	地科法	537家交 有/派 有/派	302, 612	100, 622				調達、販売等)」、「昇定方法」等 ・識別(ID)に記入し算定方法毎に付表1~3にも詳
1	2		次貢参	4/5 4/2	323	323				細を記入 • 付表の添付漏れに注意
	3	日初自動半 (読ま 地景心 トンキロ	考/所 有/历	190, 499 137, 180	(3) 114, 429 137, 180	(4) 58, 000			 第1表の識別(ID)は付表1~3の識別(ID)との 整合性に注意
	6 6 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	(374(72) Koła () Koła ()	38 然常法	4/5 4/5 4/5	12, 790	12, 790			2	•()内にその輸送区分を特徴付ける名称を記入 ※専属便、専用便、貸切便、混載便、輸送品目等
	ア 余道く トンキロ 法 石田 1,207 1,207 航空機()							6	3	 自社で使用したエネルギー使用量のうち、 荷主連携省エネルギー措置の対象外となるエネルギー使用量を記入
		うち <u>赤</u> 化石 11	\geq		18, 299		17, 295 51		4	・第1表2 . (3)の数値に基づいて連携分を記入
	的中皮厨涂热菜 k1 18,450 17,588 利润午费比(%) 99.0 98.2							Ø	5	 ・付表1~3のうち、非化石エネルギーの合計値を記載
Γ	補足 ・ 賃税 た。 主	エネルギー使用量の原定方向 のうち客植のみが分かって(た、貸切飯の一部で貨物電)	たに関して いるものに 量が不明り	こついいて 2場合に、	は、1 m/あたり トラックの最大	280kg で車量に 機械量を貨物車	換算して求め 量とみなして	1	6	 合計 GJ × 0.0258 ・当該年度値「k」(キロリットル)
8	<u>算定し</u> <u>算定し</u>	定した。 貨物の輸送距離は、工場所在地と出南先の県庁所在地のみなし距離(最短経路の近のりと計算し 距離)を利用した。廃棄物については工場別に最も代表的な最終処分場までのみなし距離とし。 。 復戦使の配送部分については、出発時の重量で最速地まで輸送したとみなして輸送トンキロを算 1 た							7	 前年度値 [k (キロリットル)] ※前年度値は前年度に報告した値を使用
	 ルレル。 ・荷主連邦省エネルギー措置を実施しており、帰り便に放社の荷物を載せる取組を実施している。 ・内航航船の燃費データを鉛会社から入手可能となったため、今年度は燃費法に変更した。 								8	•IDの設定方法に関する解説、小規模輸送として省略したもの、前年度からの変更理由等を記入

42

定期報告書の作成(燃料法、燃費法、トンキロ法)

 輸送にかかるエネルギーの使用量の算定方法については、燃料法、燃費法、トンキロ法の3つの 方法が定められています。



定期報告書の作成(付表1 燃料法)

- 燃料法を用いて算定する輸送区分(ID)が一つでもある場合には、この表にそのIDについて記入。
- 「エネルギー使用量」には固有単位量の数値(軽油の場合にはkl)及び熱量換算量(GJ)を記入。
- 電気自動車に係る定期報告は、電気使用量を把握し、エネルギー使用量の数値欄に電気使用量 (kWh)を記入。
- 非化石エネルギーも記入。



定期報告書の作成(付表2 燃費法)

- 燃費法を用いて算定する輸送区分(ID)が一つでもある場合には、この表にそのIDについて記入。
- 「エネルギー使用量」には固有単位量の数値(軽油の場合にはkl)及び熱量換算量(GJ)を記入。
- 非化石エネルギーも記入。



定期報告書の作成(付表3 トンキロ法)

- トンキロ法を用いて算定する輸送区分(ID)が一つでもある場合には、この表にそのID について記入。
- 「輸送量」にはその輸送区分で輸送した貨物の輸送量を千トンキロ単位で記載。
- 「エネルギー使用量」には固有単位量の数値(軽油の場合にはkl)及び熱量換算量(GJ)を記入。

1	173	<u>n</u> 0	÷Σ	キロ語	12624	1.6-28	<u>東河東市</u>	032						
	5							_	41.85	1E = 4.4	<- 世界 (二)日本日	机带车车		
				× 9		634 (1) 2-9	****	-9.58	88048-0.4 849-988		880-0 -92	×8×4 1≣4J	(8 20 7.54	(後月) 人名人平 一世後年 単注
				en	exame No.	*)	te se	na ()	811	#&~1	**	8 44	**	(bL/3 j=8(#)
	1				- (8)		63		ъl		- 11		3.	
				41.1	500~-1, 099		hJ		M		10		3.	
					1.58*~		kJ		10				5	
					~ 380		kJ.		N/		- 10		٩.	
					1,001~		83		ĸ				*	
					1.08~		ы		ы				*	
			3		6,088~		63		ĸ				``	
			81 1.1	-	4,081~		kJ		w				5	
2		2			A.08%		k)	_	N					
					4,180 15,80~			_						
					11,100	_	-		~	_	-	_		-
					14,108		NJ		N.	_		_	-	_
					11,485~	-			-	-	-	-	-7	
				0	()		63		N.					
			4 c il.	1)	_	_				_	_	_	_
	-	_	0	1									_	_
					~-00		b.J		80				-	
				***	200~1, 090	-	80	-		-		-	-	-
			2012	-	1,108~		80			-	-	-	-	
		ŝ	044		1.080	-			-	-	-	-	-	-
			×	**	1,180		k)		ы				5	
					1.08%		k)		N		- 1		5	

No	記入のポイント
1	・付表3の計算については、<算定方法(燃料法、
	燃費法、トンキロ法)>本書P.19参照
2	・識別(ID)は第1表にあわせて記入
3	・識別(ID)ごとに区分内容を記入

定期報告書の作成(付表3 トンキロ法つづき)

補足欄には、トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して、積載率の適用方法(4t車の積載率は〇〇、10t車の積載率は〇〇と設定等)、トンキロの算定方法、例外的事項(拡大推計を含む)、前年度からの算定方法の変更事項等を記載。



定期報告書の作成 (第1表1-2 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報)

- クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を記載。
- 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された 移転の日付を記載。
- 非化石エネルギー相当量について、無効化や償却を行った場合は正の値、移転した場合は負の値で 記載。

1-2 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

3.

ſ		クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無穷	协化量又は移転量			
			○○年○月○	日 日	kWh		No	記入のポイント
I	(1)				kWh			・環境大臣及び経済産業大臣が定める 国内認証非化石エネルギー相当量
l					kWh]		(新規追加)がある場合、 相当号に係る情報を記入
		1-3 電気供給事業者から	購入した電力の種別及び非化石エネ	ルギー割合に	系る情報		1	・無効化量は正の値、移転量は負の値
ſ		メニュー名	使 用 量		非化石メニューに おける非化石割合 又は非化石証書使 用状況			で記入 また、事業者が無効化又は移転を 行ったことを確認できる資料を添付
I	2	1.	kWh	kl	%		2	 ・電気メニューごとに使用量及び非化 石割合を記入
I		2.	kWh	k1	%	▮└		

k1

kWh

定期報告書の作成 (非化石エネルギーのみなし使用量として評価される証書等)

非化石エネルギーのみなし使用量として評価される証書等は、「国内クレジット」、「オフセット・クレジット」、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度によって認証された「グリーン電力・熱証書」、「リークレジット」。

<省エネ法で非化石転換の取組として評価される証明書等の種類>

省エネ法で非化石転換の取組として評価される証書等は下表のとおりです。

熱	電気	その他
・非化石熱由来国内クレジット	・非化石電気由来国内クレジット	・その他我が国全体の非化石
・非化石熱由来オフセット・クレジット	・非化石電気由来オフセット・クレジット	エネルギーへの転換に資す
・認証済グリーン熱証書	・認証済グリーン電力証書	るものとして適切であると
・非化石熱由来 J- クレジット	・非化石電気由来 J- クレジット	認められる証書 等
	・非化石証書	

〈証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法>

証書等による非化石エネルギーのみなし使用量は以下の計算式で算出します。非化石エネルギーへの転換に係る評価においては、使用した非化石エネルギーのうち、この非化石エネルギー相当量分を非化石エネルギーに置き換えて計算を行います。



定期報告書の作成(第2表~第5表)

● 第2表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、売上高、輸送コスト、輸送重量、輸送トンキロ等荷主としての委託輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係を持つ値を記載。



定期報告書の作成 (第5表1 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況)

● 2025年度の定期報告では、2023年度・2024年度の実績の新法値に対してこの表の 赤字のとおり、対前年度比を算定。

●5年度間平均エネルギー消費原単位の算定における、法改正に伴う経過措置について 改正省エネ法では、エネルギーの定義や一次エネルギー換算係数が見直されるため、事業者が算定するエネルギー 消費原単位も変わる。省エネ取組の継続性を確保するため、5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっ ては、以下のとおり経過措置を設ける。

2024 年度定期報告(2023 年度実績)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022 年度	2023年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比(%)		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

2025年度定期報告(2024年度実績)

	2020年度	2021 年度	2022年度	2023 年度	2024 年度	5年度間平均 原単位変化	
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2		
対前年改正前の省コ		97.9	98.0	100.0	98.0	98.5	
基づく原単	位変化						

定期報告書の作成(第5表2 非化石エネルギーの使用状況)

- ●「非化石エネルギー自動車割合」は、「非化石エネルギー自動車の合計」を「自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計」で除した数値を報告。
- ハイブリッド自動車を非化石エネルギーへの転換と捉えることはしないが、省エネルギーに重要な役割を果たすことから、非化石エネルギーへの転換の取組の評価の際に参考事項として考慮。

											Γ	No.	記入のポイント
	2 非化石エネルギーの使用状 2-1 非化石エネルギー自動	、況 か車の使用 1	9合 (3	<u>(両総重</u>	之 (最8 t	以下の	新物自動	車)	3	4		1	 ・最大積載量ではなく、車両総重量であることに注意
			-	Ĥ	家用及び	荷主専属	用輸送に	史 用する	2物自動) 日標年				・「荷主専属用輸送」とは、貨物自動車運送事業法(平成元
	区分			区分 実績					度にお ける定	日標		(2)	年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車
		-					重日標 の目安 2023 2030 2030					運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定	
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度			の荷主の専属として行う貨物の輸送及び同条第3項に規定
	電気自動車		0	13	4	\$	4	0台		11			する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨
	水車自動車		2										物の輸送
	(25村道道目都市を2573)			台	台	台	슝	0台		台		3	・「2030年度」までに「5%」(2023年4月時点)
	プラグインハイブリッド自動)	*	3	#	#	#	#	2 台		#			 ・既に達成している場合、あるいは達成が極めて困難と客観
	専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 🤇		@									J	的に判断できる事情がある場合には、
				目安と異なる数値を目標として設定									
5	非化石エネルギー自動車の合う	24	2+3 +3	#	#	#	#	3 🕁		t		5	•バイオ燃料又は合成燃料の混合割合が過半を占める自動車
	自家用及び荷主専属用輸送に使用する	る貨物自	6					100					の台数
	順車の合計			台	台	台	1	台		台			•化石燃料を使用するハイブリッド自動車の台数を参考事項
	ハイブリッド自動車 (参考)		Ø	-	40	40	4	2 41		42		6	として考慮する
6	電動車割合	() +	D+22 3				1						例:非化石エネルギー自動車の割合が4%であっても、ハイ
<u> </u>	(部号)			%	%	%	%	4.0%		%			ブリッド自動車を含めて目安を達成した場合に、ハイブ
Ø	非化石エネルギー自動率割合	8 0	D/®	~	96	4	e/.	3.0%	5.0%	7.5%			リッド自動車を使用していない者に比べて評価する
_	2-2 バイオ燃料・合成燃料	を使用す	ち自動す	77日	情報	70	79	3.976	0.076	1.070	5	7	・電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイ
	燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合	計合		バイオ	燃料又に 4の使用	t合成 量		台数				ブリッド自動車、ハイブリッド自動車のこと
8	パイオディーゼル		1	00%	April	Our la	2. 0k1			1台		8	•バイオ燃料又は合成燃料の混合割合ごとの使用した貨物自
	バイオエタノール			10%			1.0kl			10 台			動車の情報

定期報告書の作成(第5表2-3~2-5)

業者と協議の上、輸送ルート付近にある自社の事務所に銃で設備を設置した。

センター(〇〇県)付近に充電インフラの整備を検討している。

(2)

・上記の他、輸送事業者、着荷主と連携して、充電サービス事業者と輸送ルート上において、○○

● 「充電設備の設置数」は、「目標年度における定量目標の目安」は現時点で設定していないが、 EVやPHEVの導入を促進するため、荷主においても自らのヤード等で設置を検討し、2030年 度における設置数について目標を設定

2-3 その他非化石エネルギー自動車(車両総重量8 t以下)への転換に関する事項及び参考情報 No 記入のポイント ・委託先にメールにて運送状を送付し、その運送状において100%パイオディーゼル車〇台での輸 送を委託しており、その台数を上表④に算入している。 目安の設定はしていないため、自主的に目 $(\mathbf{1})$ 標を設定 • 充電設備についての補足情報 $(\mathbf{1})$ (普通充電 / 急速充電、その各々の台数、 2-4 充電設備の設置数(車両総重量8 t 以下の貨物自動車) (2) 台数が前年度から変更した場合の理由)、 電気自動車、プラグイン 目標 充電設備の設置数 ハイブリッド自動車の 日標に関する解説 使用台数(①+③) (単位:口) 2030 年度 (单位:台) 1 [] 30 口 2台 2-5 その他充電設備の設置数等に関する事項及び参考情報 ・上表2-4のとおり、電動自動車・プラグインハイブリッド自動車は2台使用しており、輸送事

定期報告書の作成(第6表 原単位や使用割合が改善・向上しなかった理 由)

過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合、前年度に比べ改善できなかった場合の理由を記載。

● 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった理由を記載。

第6表 エネルギーの消費原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割合が向 上しなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又はエ ネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由
 ・小ロット輸送が増加したため過去5年間のエネルギー消費原単位を年平均1%以上改善できなかった。
(ロ)の理由

2 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

定期報告書の作成(第7表 判断基準の遵守状況)

● 第7表は、荷主の判断基準に示される項目のうち、「I エネルギーの使用の合理化の基準」に示 す項目について、その遵守状況を記載。

	第7表 エネルギー	-の使用の合理化に限	する判断の基準の遵	守状況	
1	219-00-00-01				
	7.8.40	取組方針の策定 □ 策定している □ 策定していない	 責任者の配置実施中 全ての部門で設置している 大半の部門は設置している 一部だけ実施している 実施していない 	 計画の策定 全でで実施している 大半で実施している 一部だけ実施していない 実施していない 	 報告と指示 ○ 会てで実施している ○ 大半で実施している ○ 一部だけ実施していいる ○ 実施していない
	取組方針の 作成とその効果等 の犯疑	杜内研修体展の巻値 □ 整備済み □ 整備中 □ 未整備	 エネルギー使用実施等のより正確な把握 □ 実施している □ 実施していない 	 エネルギー使用実装等の把握方法の定期防確 ご 実施している □ 実施していない 	 燃料使用量の情報提供 及び算定方法 「情報提供なし 「情報提供あり一選 料法 「情報提供あり一選 費法 「情報提供ありー 大キロ法 逆 割合の多いものを 選択
	② 輸送効率向上の ための搭置	 商品や袈裟の標準化 該当なし みての事実している 大平で実施している 一部だけ実施していいる 実施していない 	 製品や包装資材の軽量 化、小型化 該当なし 全てで実施している 大平で実施している 一部だけ実施していいる 実施していない 	 輸送ルートの工夫 	 熱資向上のための資物 の輸送の見直し 二 実施している 二 一部実施している 二 実施していない
		 計画的な貨物の輸送 二 実施している 二 ボ実施している 二 実施していない 			
	準有主との 遊携	 登物の輸送線度等の見 重し 全てで実施してい ス 大平で実施してい ス 一部だけ実施してい いる 実施していない 			

No	記入のポイント
	・必ず各項目のいずれか「∨」 印または
	「■」印を記入
	•各項目において2箇所以上記入しない
	・「該当なし」は、検討したが合理化に資
(2)	するものでないと判断して実施を見送っ
	た場合、または、輸送手段として選択す
	ることが不可能な場合等に選択

定期報告書の作成(第8表 実施した措置)

エネルギー使用合理化、非化石エネルギーへの転換、電気の需要の最適化に関して実施した具体的な措置を記入。

第8表 その他実施した措置

 $(\mathbf{1})$

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項



・〇〇一〇〇間の幹線輸送のうち輸送量の約半数をトラック輸送から鉄道輸送に変更した。



2 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要

・自社の貨物の走行ルートについて改めて調査したところ、輸送距離が80km程度であったこともあり、EV車両の導入を検討している。

・委託輸送中心であり、省エネや非化石転換に資する輸送機器の導入においては、そのコスト負担
 について委託先と協議し、運貨等へ反映した。

3 電気の需要の最適化に関する事項

措置の概要

・委託先および着荷主と連携し、電気自動車の充電時間において可能な限り電気需要逼迫時の時間
 帯を避け、閑散期である〇月~〇月は〇日間、最適化に資する措置を実施した。

定期報告書の作成(第9表1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭 素の排出量)

- 付表1~3に示される燃料種類ごとの燃料および電気の使用量から算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量をt単位の二酸化炭素量で記入。
- 排出量は、今年度報告から燃料の使用と電気の使用に分けて記入。

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

排出年度: 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素	$t-CO_2$
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	$t - CO_2$

○燃料種類ごとのエネルギー使用量あたりの二酸化炭素排出量	
・燃料	
二酸化炭素排出量=エネルギー使用量(GJ)×排出係数(tC/GJ)×44/12	
・電気	
二酸化炭素排出量=電気使用量(kWh)×排出係数(tCO2/kWh)	

※燃料の使用に伴う二酸化炭素及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の区分に準じて区分して記載することができない場合には、燃料の使用に伴う二酸化炭素として記載すること。 57

定期報告書の作成(第9表5~7 国内認証排出削減量・非化石証書)

- 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに 記載。国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載。
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量は非化石証書の種別ごとに記入。種別ごとの非化石電源 二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載。

5	国内認証排出削減量に係	る情報	
	削減量の種別		
	クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
	~		t-C02
	合 計	量	t-C02

6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	種別ごとの非化 石電源二酸化炭 素削減相当量
	kWh	t−C0 ₂ /k₩h		t-C02

備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。

2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載するこ

3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び 正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。

4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が序 することを確認できる資料を添付すること。

7 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量	①グリーン電力証書	t-C02
の種別ごとの量	②再エネ電力の導入に係 るクレジット	t-C02
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-C02
④①~③の合計		t-C02
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を 乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-C02
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に 排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-C02

※荷主ではなく、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が所有する非化石証書、無効化・移転したクレジット 等について記入すること。

中長期計画書の作成(Ι 特定荷主の名称等)

- 中長期計画書の提出頻度軽減の条件に該当しており、免除の希望場ある場合には「希望する」 にチェック。
- 合理化の計画期間、非化石転換の計画期間を記載。



中長期計画書の作成(II エネルギーの使用の合理化に関する計画1~3)

13

● 省エネ計画を記載し、省エネの期待効果をkL/年で記載。

10 Ⅱ エネルギーの 1.計画内容	変用の合理化に関する計画	1	12
対変	計問的新	滨筋动物	 エネルギー使用 合理化期時効果 (評准換算 k1/ 年)
計画的な輸送	仕入計画、仕定計画、配送計画を注動させる ことにより、積載率を向上や臨時載送車画を 〇%前減し、輸送距離を〇%(エネルギー使 用量〇%分) 短縮する。	2023 \$:~2025 \$:	0000
登録輸送のモー ダルシフト	本年0月より00割品に対する00-00度 の仲厳輸送の00%で鉄道輸送を実施する く00年攻球点では00%)。	2023 年~2024 年	0000
輸送機器の大型 化	工場目の軸送において、各委託先と協議し大 型車両を得入して、〇〇%も燃費が改善し た。	2023年~2024年	0000

2、その後エネルギーの使用の合理化に関する事項

・グループ会業全体でグリーン研究部長の登録を推進している。
・認定されたエロドライプ講習会への参加により、グループ企業内はもとより、貨物輸送事業者などと注拠した燃料消費削減を実施する。
・社内の省エネのモラベーション向上するため、エネルギー使用最の算定の積度を高め、推測が多

・ビジン目上下のモディーンランドにようなため、エネルモールの取りまたの構成を知め、我にいっ いトンキロ法から感覚法にシフトするために、特定原則にて感覚計による計測を開始した。

3. 前年安計画書との比較

対策	削除された計画	理由
幹麻輸送のモー ダルシフト	○○製品に対するムムームム間の装着軸送の うら○○5で鉄道輸送を利用する(○○午度 時点では○○%)	発告対応時を除いて全ての鉄道県 送に移行済み。
対策	追加された計画	現由
戦退機器の大型 化	工毎間の輸送において、各委託先と施業した 型家间を導入して、〇〇%も都費が改善し た。	全ての車両の大型化を実行した。

No	記入のポイント
	•対策の種類別
10	例:モーダルシフトの推進、
	積み合わせ輸送・混載便の利用
	•対策の種類別が多く、記入欄が足りない場合は、
	行を追加等して記入
	 実施期間は
11	表Iの「本計画書の計画期間」との整合をとる
	•実施期間は年月で記入(開始期間及び終了期間)
	・単年度の実施の場合、2023年~2023年と記入
	・計画期間内で効果を原油換算kl(キロリットル)/
12	年単位で記入、期待効果の合計が全体のエネルギ
	ー使用量の1%を上回ることが望ましい
	 数値のみ記載
	 ■に記載した計画に関連する上位の計画や個々の工
(13)	ネルギー使用合理化期待効果が算定できないような
	取組体制等の計画等を記入

中長期計画書の作成 (Ⅲ 1-1 非化石エネルギー自動車の使用割合8t以下〜1-4)

 非化石エネルギーへの転換において、非化石エネルギー自動車の使用の目標台数を記載。
 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報、非化石エネルギー自動車(車両総 重量8 t 以下)への転換に関する事項及び参考情報、充電設備の設置数を記載。

	単化石エネルギーへの転換に関する計画	1				No	記入のポイント
			1	 ・最大積載量ではなく、車両総重量であることに注意 			
			ן ד	・「荷主専属用輸送」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第			
				2	2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨		
	電気自動車	Ð		30 🖆			物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送及び同条第3項に規
	水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	2	/	5 台			定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
_	プラグインハイプリッド自動車	3		2 台		3	・「2030年度」までに「5%」(2023年4月時点)
5	専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	(1)		1台	4		 ・既に達成している場合、あるいは達成が極めて困難と客観的に判断できる事
	非化石エネルギー自動車の合計	(5=()+(2)+ (3+(4))		38 台		4	情がある場合には、
_	日家用及び何主导稿用幅迭に使用する貨物日 動車の合計	6	/	500 台			目安と異なる数値を目標として設定
6	ハイフリット日期中 (参考) (参考)	0	/	15 台		5	• バイオ燃料又は合成燃料の混合割合が過半を占める自動車の台数
0	(参考)	0)/6	/	10.4%			 化石燃料を使用するハイブリッド自動車の台数は、参考事項として考慮する
_	非化石エネルギー自動車割合	5/6	5.09	% 7.6%		6	※非化石エネルギー自動車の割合が4%であっても、ハイブリッド自動車を含め
	1-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報 燃料の種類 パイオ燃料又は合成燃 会数の見込み パイオ燃料又は合成燃					て目安を達成した場合は、ハイブリッド自動車を使用していない場合よりも評	
8	(バイオ都科文は合成都科) いいいいい	料の8 100%	(用量の見込み 2.0k1	1台			価する
	バイオエタノール	10%	2. 0k1	20 台			 ・電動車とは、
\geq	1-3 その他非化石エネルギー自動車(車両)	「総重量81以	下)への転換に関	する事項及び参考情報			電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッ
	 委託先と協議し、全部で30台を委託していを10台使用したため、上表⑤に30台、上表 	・委託先と協議し、全部で30台を委託している貸切便(チャーター便等)において、電動自動車を10台使用したため、上表⑤に30台、上表①に10台を算入している。					ド自動車のこと
9	 洗板使ではあるが、委託先と協議し、Ot4 ある。なお、この委託先で使用するのは当該 ている。 	と連か原に本準 車両のみであり	窓村奄泡目駒早を)、上表⑤に算入す	1 音使用する予定で 一るのは1 台のみとし		8	 ・バイオ燃料又は合成燃料の混合割合ごとの使用した貨物自動車の情報
	 ・メールを活用して貨物輸送事業者に送付し、 り、そのメールにおいて発注する予定の台数。 	た運送状におい を上表①に算2	いて、電気自動車で している。	この輸送を委託してお			・非化石エネルギー自動車の台数への算入についての補足情報
	・現在使用しているハイブリッド自動車10台	ッ、モッパールにおいて元ほうの丁足の百数を上次0%が入している。 ・現在使用しているハイブリッド自動車10台に加え、2025年までに更に5台を導入する。					(算入方法、推計方法、その推計方法を前年度から変更した場合の理由)、目
	1-4 元電設備の設置数 (単丙配重量8 t) 充電設備の設置数	<u>ム 下の資初日期</u> 日標	φ.j	電気自動車、プラグイン ハイブリッド自動車の			標に関する解説
	(単位:口) 10		2030 年度	台数 (①+③) (単位:台)		10	 ・目安の設定はしていないため、自主的に目標を設定
	30 🗆		30 🗆	32 台			6

中長期計画書の作成 (Ⅲ 1 – 5 非化石エネルギー自動車の使用割合8t超~1 – 8)

- 非化石エネルギー自動車の使用の目標台数を記載。
- バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報、非化石エネルギー自動車(車両総 重量8 t 以下)への転換に関する事項及び参考情報を記載。

1-5 ませ石エネルボー自動車の専用料会	(車両線重量8・概の仮施自動	1 (1)
1-0 #PC1222014 - E1803404(C/11818	CALIFIED MUMIC OF CALLOY PLANTER DO	自家用及び荷主専属用 輸送に使用する貨物自 動車
18.57		日標
		2030 年度
電気自動車	O	1台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	Ø	10 台
プラグインハイブリッド自動車	٩	1 1
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	@	2 台
非化石エネルギー自動車の合計	5=0+2+3+0	14 台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自 動車の合計	0	200 台
ハイブリッド自動車 (参考)	Ø	5 台
電動車割合 (参考)	(①+②+③+⑦)/⑥	8.5%
非化石エネルギー自動車割合	\$/\$	7.0%

1-6 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃 料の使用量の見込み	台数の見込み
バイオディーゼル	100%	20. 0k1	2 台
合成燃料	10%	1.0k1	1台

1-7 その他非化石エネルギー自動車(車両総重量8 t 超)への転換に関する事項及び参考情報

・委託先等と協議し、需要に応じた使用台数分の開発計画を策定し、2025年には木素燃料自動車を 3 台、2027年には5 台、2030年には更に10 台を導入する計画を立てている。

	1-8 その他定量的な目標		
2	計画内容	年度	目標

No	記入のポイント
	 目安の設定はしていないため、自主的に目標を設定
2	 各輸送機器について自主的に目標を設定している場合
	に記入

中長期計画書の作成 (Ⅲ2 非化石エネルギーの転換に関する定性的な目標)

- 計画内容を種類別に計画内容と実施時期を記載。
- 定量的に記載できない取組ながら、効果の高い取組も参考情報に記載。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する定性的な目標

2 - 1	1 81	面	内日	87

	2-1 1100144				No	
	対策	計画内容	実施時期			 対策の種類別
	技術開発・実証試験	本年〇月より造船事業者とオペレーターとともに	2023年~2028年	1		
	への参画	次世代粉組の開発として、水素エンシン、燃料タ ンク、燃料供給システムの開発に取り組んでい				17月 121111月光 • 5
		δ.				等との連携、
	貨物輸送事業者との 連進	輸送事業者、着荷主と連携して、充電サービス事 素考と輸送れートトにおいて 〇〇オンター(〇	2023年~2025年			輸送用機械器
1	X2:25	○県)付近に充電インフラの整備を検討してい		2		ルギーの供給
~		δ.				
	輸送用機械器具への	水素燃料電池自動車の導入を目して、○○年にメ	2023年~2028年			・実施期間は表
	化石エネルギーの供	○商社と燃料調達について、○○ t 程度確保す			(2)	性のこと
	給	δ.		- 1		中位期期(+左日
	輸送用機械器具への	l2 t トラックにおいてバイオディーゼル燃料を〇 〇 奈社 と〇〇 年までに〇〇 い 第 漆オスス空	2023年~2025年			・夫加労 町は牛と
	化石エネルギーの供	い時社としい中よでにOUKI調達する下走。				・単年度の実施の
	給					▲空島的に記載フ
	2-2. その始非化石。	エネルギーへの転換に型する事項及び参考情報			3	
- 1	・幹線輸送が多いため、長距離輸送において有効な手段を模索すべく、トラック等の輸送機器の					効果の局い取約

他、燃料の調達環境やインフラの整備状況等から、積載率や航統可能距離等が輸送において問題な いか判断するため、EV、FCV のみならず、鉄道・船船等を比較し実証試験を実施している。その結 果、〇地区~〇地区における輸送においては、〇にて輸送することが有効であると確認できた。

2-3.前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由		
輸送用機械器具へ の使用を目的とし た非化石エネルギ 一の供給	バイオエタノール燃料を〇〇商社と〇〇年ま でに〇〇kl 調達する予定。	調達実施済み。		
対策	追加された計画	理由		

記入のポイント
 対策の種類別
例:技術開発・実証試験への参画、貨物輸送事業者
等との連携、
輸送用機械器具への使用を目的とした非化石エネ
ルギーの供給
•実施期間は表 Iの「本計画書の計画期間」との整合
性のこと
・実施期間は年月で記入(開始期間及び終了期間)
・単年度の実施の場合、2023年~2023年と記入
 ・定量的に記載できない取組ながら、
効果の高い取組やその他非化石エネルギーへの転
換に資する実証試験等について記入

公開FAQのよくある質問

 よくある質問の回答は資源エネルギー庁のホームページに掲載されています。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise /factory/faq/index.html

■ 省エネ法にかかるQ&A【荷主編】

キーワード検索(Ctrl+F)する場合には、「すべて開く」をおすとWEB画面上で検索が行いやすくなるので便利です。

すべて開くすべて閉じる

1. 算定期間について »

2. 特定荷主の指定について »

3. 算定範囲について »

4. 算定手法について »

5. データ把握方法について »

6. 輸送事業者からのデータ提供について »

7.原単位について »

8. 原単位改善目標について »

9. 報告方法について »

10. 中長期計画書について »

11. 定期報告書について »



I. 定期報告書作成の流れ

ー省エネ法の義務ー

ー定期報告書作成の工程ー

- **I.** 定期報告書作成方法
 - ーEEGSの基本操作方法ー
 - ーエネルギー使用量の把握ー
 - ー定期報告書の作成ポイントー
 - ー中長期計画書の作成ポイントー

ーよくあるQAー

Ⅲ.省エネ法の解説

- -判断基準と管理標準-
- ー原単位の管理ー
- ー省エネ政策ー

IV. 省エネ法ヘルプデスクの紹介

● 荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、以下に示す諸基準を遵守することを通じて、省エネルギー対策の適切かつ有効な実施が求められます。

荷主の合理化の判断基準

I. エネルギーの使用の合理化の基準

荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、以下に示す諸基準を遵守することを通じて、省エネルギー対策の適切かつ有効な実施が求められます。

1. 共通的な取組

(1) 取組方針の作成とその効果等の把握

「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に対する取組方針を定めるほか、責任者を配置し、エネルギーの使用の実態等 を正確に把握する。

(2) 輸送効率向上のための措置

「輸送効率を考慮した商品の開発や荷姿の設計、貨物の輸送距離の短縮、燃費の向上、計画的な貨物の輸送に努める。

(3) 準荷主との連携

「準荷主と調整し、貨物の輸送頻度や納品回数の削減、リードタイムの見直しを実施する。

(4) 取組に関する情報の開示

エネルギー消費原単位に関する情報の開示について検討すること。

2. 主に企業向けの大口貨物の配送効率向上の取組

配送の計画化や平準化につながる発注等による積載率の向上を図るほか、エコドライブ支援機器の導入への協力、 自営転換やモーダルシフトの推進、輸送機器の大型化を図る。

3. 主に消費者向けの小口貨物の配送効率向上の取組

消費者による配達予定日時や受取場所の指定を可能とし、その変更に対応する等により、再配達の削減等を図る。

荷主は、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する努力が求められます。

Ⅱ. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する努力が求められます。

1. 共通的な取組

(1) 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物輸送に係る省エネを進めるための中長期的な目標を設定し、その目標達成に向けて効果等を検証し、さらに効果的な 取組を行う。また、貨物輸送事業者の従業員に対する教育、研修等への協力や、サードパーティーロジスティクスの活用に努 める。

(2) 関連インフラの整備

物流施設及び物流拠点について、機械化、自動化、適正配置や集約、業務の効率化に配慮した整備や、国内物流EDI 標準、RFID、一貫パレチゼーション、車両動態管理システム等の活用により荷役の簡略化を図る。

(3) 貨物輸送事業者等との連携

荷主及び貨物輸送事業者その他の関係者の連携を深めるための定期的な懇談会や検討会の設置及びそれらへの参画を通じた情報交換を行うとともに、環境に配慮している貨物輸送事業者の選定に努める。

(4) 環境に配慮した製品開発及び生産体制整備

製品使用後の廃棄物、リサイクル資源等の輸送をあらかじめ考慮した製品開発や、貨物輸送に併せて出庫 時間を調整できるような生産体制の構築等に努める。

2. 主に企業向けの大口貨物の配送効率向上の取組

貨物輸送事業者や準荷主と連携し、輸送量の平準化等による輸送効率向上、共同輸配送や帰り荷の確保による実車 率の向上、予約受付システム等の活用による荷待ち時間の縮減に努めるとともに、燃料消費率又は電力消費率に関する 性能の優れた自動車等の導入に協力する。

3. 主に消費者向けの小口貨物の配送効率向上の取組

自宅における直接受け取り以外の受け取りやすい手法等を活用した再配達の削減、消費者への啓発に努める。

荷主は次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施が求められます。

荷主の非化石エネルギーへの転換の判断基準

I. 非化石エネルギーへの転換の基準

荷主は次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有 効な実施が求められます。 なお、非化石エネルギーへの転換に関する措置の中にはエネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたら さない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げるこ とのないよう留意してください。

1. 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に対する取組方針を定めるほか、責任者を配置し、エネル ギーの使用の実態等を正確に把握する。加えて、定期報告に関する情報の開示を検討する。

2. 貨物輸送事業者等との連携

- ①
 貨物輸送事業者と連携して、非化石エネルギー自動車(※)、非化石エネルギーを使用する鉄道、船舶又は航空機を選択し、非化石エネルギーへの転換を図る。
 - ※ EV、水素自動車(FCV を含む)、PHEV 及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車
- ② 非化石エネルギーの充てん又は充電時間を適切に設定することや積載量又は航続距離等に応じて適切な輸送機器を選択することを通じて効率的に運行又は運航できるよう、他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して配送計画を検討する。

非化石エネルギー自動車の台数の割合について8 t以下は5%を目安として、2030年度における目標を定め、非化石エネルギーへの転換の計画的に取り組むべき措置によりこの実現に努める。

Ⅱ. 非化石エネルギーへの転換の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、自家用及び荷主専属用輸送で使用する貨物自動車(車両総重量8トン以下)の台数に対する非化石工ネ ルギー自動車の台数の割合について5%を目安(※)として、2030年度における目標を定め、この実現に努める ものとします。

※ 非化石エネルギー自動車の他に、ハイブリッド自動車(HEV)の使用台数も、取組評価の参考事項として 考慮します。

また、貨物自動車(車両総重量8トン超)の使用割合や充電設備の設置数などについても、荷主自らが先行 的に目標を設定して実現に取り組むこともできます。

1. 取組方針の作成とその効果等の把握

輸送機器ごとに定められた目安を参照し、非化石エネルギーへの転換の目標を定め、その目標に関する中長期的 な計画の策定や実施に当たっては、必要とする非化石エネルギー自動車の台数等を書面及び電子的方法により貨 物事業者に対して示した上で、協議を行う。

また、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効 果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組を行う。

2. 関連インフラの整備

他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して、非化石エネルギーを使用する輸送機器の導入を 後押しし、円滑な運用を図るため、荷役作業等の時間を利用して非化石エネルギーの充てん又は充電するための 関連インフラを整備する。

3. 貨物輸送事業者との運賃等の設定に係る協議

非化石エネルギー自動車での貨物輸送を発注することにより、貨物輸送事業者において生ずる非化石エネルギー 導入費用の運賃等への反映について貨物輸送事業者から協議の要請がある場合には、同協議に応じることとし、 その上で、同費用を運賃等設定における考慮要素とするよう努める。

省エネ法の解説(判断基準の遵守状況)

● 第7表での報告は、「判断基準の順守状況」を項目ごとにチェックする様式になって います。

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1 共通的な取組				
対象項目				
取組方針の 作成とその効果等 の把握	 取組方針の策定 策定している 策定していない 社内研修体制の整備 整備済み 整備中 未整備 	 責任者の配置実施中 全ての部門で設置している 大半の部門は設置している 一部だけ実施している 実施していない エネルギー使用実態等のより正確な把握 実施している 実施している 実施していない 	 計画の策定 全てで実施している 大半で実施している 一部だけ実施していいる 実施していない 末ネルギー使用実態等の把握方法の定期的確認 実施している 実施していない 	 報告と指示 全てで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 実施していない 燃料使用量の情報提供及び算定方法 情報提供なし 情報提供あり一燃費法 情報提供ありートンキロ法 ※割合の多いものを選択
輸送効率向上の ための措置	 商品や荷姿の標準化 該当なし 全てで実施している 大半で実施していいる 一部だけ実施していいる 実施していない 計画的な貨物の輸送 実施している 一部実施している 実施していない 	 製品や包装資材の軽量 化、小型化 該当なし 全てで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 実施していない 	 輸送ルートの工夫 全てで実施している 大半で実施している 一部だけ実施している 実施していない 	 燃費向上のための貨物 の輸送の見直し 二 実施している 二 一部実施している 二 実施していない

省エネ法の解説(エネルギー使用原単位)

- 改正省エネ法では、非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化を図る必要があり ます。
- エネルギーの使用の合理化に関する取組はエネルギー使用原単位により評価を行います。


省エネ政策(支援策)

運輸部門における補助金制度等については、資源エネルギー庁のホームページ等で最新情報を 収集。

URL:https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enter prise/support/index.html

■ 運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギ 一転換推進事業費補助金

最終エネルギー消費量の約2割を占める運輸部門において、2030年省エネ目標や2050年CNを実現するためには、省エネの更なる深堀に加えて非化石エ ネルギーへの転換を図ることが重要です。このため本事業においては、サプライチェーン全体の輸送効率化や、トラック輸送や内航海運を対象として、 更なる省エネや非化石転換に向けた実証に対する支援を実施するとともに、その成果を展開することで、効果的な取組みを広く普及させることを目指し ます。

○公募情報 (令和7年度事業について現在HPを準備中。以下リンク先は令和6年度情報を掲載)

新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業

→ 詳細はこちら 🗗

トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業

→ 詳細はこちら

内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業



省エネ政策(支援策つづき)

 省エネ設備への更新にあたって支援補助金制度があるので、資源エネルギー庁のホームページ等 で最新情報を収集。 URL:https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enter prise/support/index.html

「令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)」の公募について

令和7年3月31日

環境省の令和6年度補正予算「商用車等の電動化促進事業」(国土交通省・経済産業省連携事業)のうち、トラックについて、執行団体である一般財団法人環 境優良車普及機構が、本日から補助金の交付申請の公募を開始します。

1. 事業概要

本事業は、環境省を中心に国土交通省と経済産業省が連携し、商用車等の電動化のための車両及び充電設備等の導入に対して補助を行うことにより、車両の 価格低減やイノベーションの加速を図り、自動車等の運行に由来するCO2 排出量を削減するとともに、価格競争力を高めることを目的としています。 具体的には、省エネ法(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長 期計画作成義務化に伴い、野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、電動化(BEV、PHEV、FCV ※1等)された商用車(トラック・タクシー・バス)等及び充電設備※2の導入費を集中的に支援します。

※1 BEV:電気自動車

PHEV:プラグインハイブリッド車 FCV:燃料電池自動車

※2 車両と一体的に導入されるものに限る



I.定期報告書作成の流れ ー省エネ法の義務ー ー定期報告書作成の工程ー **I.** 定期報告書作成方法 ーEEGSの基本操作方法ー ーエネルギー使用量の把握ー ー定期報告書の作成ポイントー ー中長期計画書の作成ポイント-ーよくあるQAー **Ⅲ. 省エネ法の解説** ー判断基準と管理標準ー -原単位の管理-

ー省エネ政策ー

Ⅳ. 省エネ法ヘルプデスクの紹介

省エネ法ヘルプデスクの紹介(1/4)

●FAQはカテゴリー別や各表ごとに整理されているため目的の情報を探しやすく、キーワード 検索やAIチャットボットによる自動案内も利用でき、迅速な自己解決が可能です。 省エネ法ヘルプデスクURL: https://www.eccj.or.jp/helpdesk/



よくあるご質買 (FAQ)

- ・
 を期報告書及び中長期計画書等の電子提出先について、提出の流れ等の基本的な内容が知りたい
- ・
 を期報告書作成全般について知りたい
- 特定事業者に該当するか確認したい

- EEGSの入力方法について問い合わせをしたい
- EEGSのマニュアルを入手したい

右下のチャットボットは現在2024年度板です。 2025年度版は6月中に公開予定ですので、ご利用の際はご注意ください。



省エネ法ヘルプデスクの紹介(2/4)

● EEGSの操作に関するお問い合わせは、別途「EEGSへルプデスク」へお問合せください。 EEGSログインURL: https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login

ログインに関する問合せ先・マニュアル

ポータルサイト	https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/		
システム操作マニュアル	https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual/		
FAQ	https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/faq/		
説明会	https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/discusses/		
2024年6月5日、6月12日は	こ開催された、EEGS説明会のアーカイブ動画が掲載されています		

システムヘルプデスク

操作マニュアルやFAQでEEGSの操作方法の不明点が解消しない場合は、以下よりお問い合わせください。

お問い合わせはこちら

※記入要領と異なる算出結果になる箇所があった場合は、下記の情報を合わせてご連絡下さい。

- ・記入要領の記載箇所
- ・期待している計算式(計算過程)と計算結果
- ・EEGSのエネルギー使用量の入力画面(等)のスクリーンショット
- ・EEGSの計算結果が表示されている報告書画面のスクリーンショット

※報告書等のPDF/Excel出力について、お問い合わせいただくことがございますが、 申し訳ございませんが、 出力が完了する日時の目途をご案内したり、

早く出力されるような対応をすることはできません。

※問い合わせが多く寄せられており、回答に時間を要する場合があります。 余裕をもってお問い合わせ下さい。

その他のお問い合わせ方法はこちら

E-Mail:g-eegs-support@sec.co.jp

電話 :03-4446-6054 ※間違い電話が非常に多くなっています。電話番号を良くお確かめのうえ、お間違えのないようお願いします。 受付時間 平日 09:30~18:30

※年末年始(12/29~01/03)はお休みさせていただきます。

※お問い合わせはできるだけメールでお願いします。

※7/24~7/31は電話が大変混み合うことが予想されます。

お電話がつながりにくい場合は、メールでのお問い合わせをお願いいたします。

省エネ法ヘルプデスクの紹介(3/4)

●特定荷主の指定・取消、定期報告書・中長期計画書のご提出に関してのご不明点等は、関東経済産業局省エネルギー課のホームページをご確認下さい。 当局省エネ法URL:

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sho_energy/index.html

<u>ホーム</u> ▶ <u>施策の御案内</u> ▶ 省エネルギー

省エネルギー

■問合せ窓口■

1. 定期報告書・中長期計画書の書き方について

- こ
 <u>
 立
 期報告書
 ・
 中長期計画書の作成ポイントと提出期限について</u>

 電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール操作マニュアル (PDF: 547KB)

 ▶
- 電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール(月別) (Excel:957KB) ■
- ▶ よくある御質問(FAQ)(資源エネルギー庁委託先のサイトへ) ご
- = 省エネ法ヘルプデスク=
- ナビダイアル:0570-000-787
 受付時間:9時20分から17時20分まで(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年給(12月29日から1月3日)を除く)
- フォームでのお問合せ: 2 省エネ法ヘルプデスク(外部サイトヘ)

2. EEGS (省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム)の操作方法について

- ▶ EEGSマニュアル(環境省のサイトへ) ◎
- = EEGSヘルプデスク =

A ZOMORAHA

- 電話番号:03-4446-6054
- メール:g-eegs-support★sec.co.jp
 ※「★」を「@」に置き換えてください。
- 3. EEGSのアクセスキー再発行について

アクセスキーの再発行を御希望の方は、 EEGSアクセスキー再発行依頼フォーム(外部サイトへ) @ からお申込みください。

アクビスキーの特先行を随用主の方は、 ■ ここのアクビスキー特先行数据フォーム (万部ウイドベム) かつの中広がくにとい。

+. てい他の向吉さた					
(1) 工場・事業場に関するお問合せ(制度概要、工場の統廃合等)	bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU★meti.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。				
(2) 荷主に関するお問合せ	bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU2★meti.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。				
(3) エネルギー管理統括者/管理員等の遊解任に関するお問合せ	bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU3★meti.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。				

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、石油危機(オイルショッ ク)を契機として昭和54年に制定された法律であり、「我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エ ネルギーの利用の必要性が増大していること、その他の内外におけるエネルギーを巡る経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用 の確保に資するために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。 省エネルギー対策課は、省エネ法に係る執行業務や各種広報活動を実施しています。

新着情報

合和7年度エネルギー管理功績者及びエネルギー優良事業者等関東経済産業局長表彰の募集を開始します

新着情報

- 合和が年後エネルギー振算の最有及びたネルギー振興事業者等間決定決産業局長表彰の募集を開始します

 合和6年後エネルギー使用合理化シンボジウムの動画を公開します
- 今和5年後エネルギー哲理が副者及びたネルギー哲理使保事業者等構築経済保業信長表彰の受賞者を決定しました
 今和5年後エネルギー使用合理化シンボジウムの無垢公開及び和小企業のけるエネ手得解的ページを開発しました

1. エネルギーの使用合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律(省エネ法)

下記リンクは、資源エネルギー庁サイトのベージへ移動します。

- 〇省工業法に関するQ&A
- 【工場・事業場編】(
- 【荷主編】 6
- 省工ネ法の改正(令和5年4月施行)のボイント ©

2. 省エネ法に関する各種手続き



3. 省エネの促進

4. 関連リンク

 <u>なエネポータルサイト (音差エネルギー庁のサイト)</u>
 ⁶

 <u>含差エネルギー庁</u>
 ⁶

 <u>「給却市太久省エネルギーセンター (ECC1)</u>
 6
 <u>一給却市太久省エネルボーセンタチ (Su)</u>
 ⁶

このページに関するお問合せは

資源エネルギー環境部 省エネルギー対策課

工場・事業場担当

電話:048-600-0443 メール:bzI-SYOENE-TEIKIHOUKOKU★meti.go.jp

ダウンロード (Adobeサイトへ) @

荷主相当

電話:048-600-0426

メール:bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU2★meti.go.jp ※「★」を「創」に聞き換えてください。 第時年日日当 電話::048-600-0426 メール:bzi-SYOENE-TEIKIHOUKOKU3★meti.go.jp



省エネ法ヘルプデスクの紹介(4/4)

●当局ホームページ(定期報告書・中長期計画書の作成ポイントと提出期限について) には、定期報告書・中長期計画書作成のポイントやこれまでの説明会動画のアーカイブの リンク先を掲載しますので、ご活用下さい。

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sho_energy/setsumeikai.html

	問合せ・相談窓口			サイトマップ	
	報道発表	申請・届出	公募情報	施策の御案内	
	<u>ホーム > 施売の要室内 > 資エネルギー</u> > 定期報告書・中長期計画書の作成ポイントと第出期限について 定期報告書・中長期計画書の作成ポイントと提出期限について				
	特定事業者等関係(工	場・事業場)			
■ 特定事業者 定期報告書・中長期計画書作成のポイント(PDF:2.4MB) [№] ■ 電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール操作マニュアル(PDF:547KB) [№]					

- 定期報告書及び中長期計画書の記入要領(資源エネルギー庁サイトのPDFファイルへ)

特定荷主関係

▶ 省エネ法の手引き(荷主編)(資源エネルギー庁サイトのPDFファイルへ) ^図 ▶ 特定荷主 定期報告書・中長期計画書作成のポイント(PDF: 26MB) № ▶ 定期報告書の記入要領(資源エネルギー庁サイトのPDFファイルへ)

説明会動画アーカイブ

EEGSの概要及び操作方法に関する説明会:省エネ法

特定事業者向け:令和7年6月6日(金曜日)13時00分から14時00分まで 特定荷主向け : 令和7年6月6日(金曜日)14時30分から15時30分まで 説明会動画と説明会資料は下記リンク先から御覧ください。

■ 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)(EEGSポータルサイトへ) ^図

一般財団法人省エネルギーセンター主催「定期報告書・中長期計画書の報告方法に関する説明会」

特定事業者向け: 令和7年6月4日(水曜日) 10時00分から11時30分まで 特定荷主向け : 令和7年6月4日(水曜日) 13時30分から15時00分まで 説明会動画と説明会資料は下記リンク先から御覧ください。

■ 令和7年度定期報告書及び中長期計画書の報告方法に関する説明会の御案内(一般財団法人省エネルギーセンター(ECCI)のサイトへ)

令和7年度書類提出期限

令和7年度の書類の提出等の期限は、下記の通りです。

各提出書類期限

	提出期限	備考
輸送量届出書の提出	4月末日	 事業者の前年度の輸送量が3,000万トンキロ以上である場合に提出 ※すでに特定荷主として指定されている事業者は提出不要です
定期報告書の提出	6月末日	・貨物の輸送に係るエネルギー使用量等の情報を記載し提出
中長期計画書の提出	6月末日	 ・ 省物の輸送に係るエネルギー使用の合理化等の目標達成のために作成し、提出

※法令上の提出期限日が休日の場合は、休日の翌日になります。

このページに関するお問合せは

資源エネルギー環境部 省エネルギー対策課

工場・事業場担当

電話:048-600-0443 メール: bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU★meti.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。

荷主担当

電話:048-600-0426 メール: bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU2*meti.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。

ダウンロード (Adobeサイトへ) @

選解任担当

電話:048-600-0426 メール: bzl-SYOENE-TEIKIHOUKOKU3 * meti.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。

その他

電話:048-600-0362 メール: bzl-kanto-shoene2*meti.go.jp ※「★」を「◎」に置き換えてください。



Get Adobe Acrobat Reade